

様式第3（第8関係）

指定管理者評価判定結果報告書

令和6年 7月 4日

高 浜 市 長 殿

高浜市心身障害児福祉施設みどり学園
指定管理者選定評価委員会

委員長

魚山 洋光



令和5年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1 施設の名称	高浜市心身障害児福祉施設みどり学園			
2 指定管理者の名称	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会			
3 指定期間	平成31年 4 月 1 日 ～ 令和6年 3 月31日			
4 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	(1) みどり学園の維持管理に関する業務 (2) 小学校就学前の心身の発達に遅れのある児童をその保護者とともに集団療育することにより、児童の社会生活適応能力及び基本的生活習慣の自立促進並びに保護者の家庭における療育方法の習得を図るための業務 (3) 心身に障害を有する児童の福祉の増進を図るため、市長が必要と認める業務 (4) 費用の収納に関する業務			
5 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	20点	18点	90.0%	A（優良）
② 施設設備の維持管理に関する事項	20点	18点	90.0%	A（優良）
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	60点	56点	93.3%	A（優良）
6 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	92点	92.0%	A（優良）
7 評価結果についての講評（委員）				
・利用者（保護者）の状況に応じた療育活動が適切に行われており、専門性の高い支援が続けられる工夫がみられた。 ・限られた資源・空間を活用しており、地域の方々の協力もあって施設も整備されつつある。 ・職員のリフレッシュ研修などを継続し、職員同士の連携が図られた運営を引き続き展開していただきたい。 ・発達段階に合っているかの目を養い、教材選び等においてより質の高い療育を提供できるよう目指していただきたい。				